資料２

環境部　環境保全課

「市川市環境保全条例施行規則」の一部改正について

クロロエチレンの対象物質への追加及び基準の設定に係る「市川市環境保全条例施行規則」の改正

市川市環境保全条例施行規則で定める対象物質にクロロエチレンを追加し、土壌の汚染の防止に係る基準を下記の通り定める。

① 規則別表第５　土壌の汚染の防止に係る土壌溶出量基準（第 32 条関係）

対象物質の種類	基準
クロロエチレン	検液１リットルにつき 0.002 ﾐﾘｸﾞﾗﾑ以下であること。

② 規則別表第７　土壌の汚染の防止に係る地下水基準（第 40 条の 6 関係）

対象物質の種類	地下水基準
クロロエチレン	１リットルにつき 0.002 ﾐﾘｸﾞﾗﾑ以下であること。

③ 規則別表第７の２　土壌の汚染の防止に係る第２溶出量基準（第 40 条の 8 関係）

対象物質の種類	第２溶出量基準
クロロエチレン	検液１リットルにつき 0.02 ﾐﾘｸﾞﾗﾑ以下であること。

【改正の理由】

市川市環境保全条例の土壌汚染防止に関する規制における対象物質及び基準は、土壌汚染対策法に定める特定有害物質及び基準を適用しているところである。

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について、中央環境審議会よりクロロエチレンを法に基づく特定有害物質に追加することが適当である旨の答申がなされたことを踏まえ、クロロエチレンに係る基準等について平成 28 年 3 月に土壌汚染対策法政省令が改正され、平成 29 年 4 月 1 日付けで施行される。

これに伴い、市川市環境保全条例施行規則を改正するものである。

なお、施行日は法施行規則の施行日と合わせ、平成 29 年 4 月 1 日を予定している。